

蕨市水道事業給水条例の一部を改正する条例

蕨市水道事業給水条例（昭和 38 年蕨市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の管理者又は他の管理者が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 9 月 3 日提出

蕨 市 長      頼 高 英 雄